

試焚標準炭とは、試焚試験の場合に基準炭となる石炭で、普通夕張切込炭が充当されている。

数年来国鉄においては練炭・志免炭の増加が目立ち、石炭と練炭の購入割合は練炭の比重が漸次大きくなる傾向を示している。石炭使用量の減少は主要幹線の電化、ディーゼル車の使用、重油混焼、練炭の有効利用等によるもので、国鉄経営合理化の現われとみられる。購入面においても、価格についてはもちろん、品質・炭田別数量、輸送の合理化等を取りあげて石炭費の節約に努力している。

2 調 達

石炭の購入方法はその需給と関連し、戦前の随意契約時代、戦時戦後の統制時代、統制撤廃後の公開競争入札制を経て、現在は随意契約制にもどっている。契約の期間は上期・下期の2期に分け、納入業者は昭和26年度上期まで継続して国鉄に納入実績を有していたものに限定している。契約社数は45社で大手筋18社(石炭協会加入会社)と中小炭鉱27社である。これらはいずれも長年国鉄に協力納炭し、資力信用のある優秀な業者のみである。国鉄の契約者別購入量は、炭況が最もひっ迫し、市価と1,000円以上値差ができた昭和26年度下期納入実績を基準として、その後の納入成績を加味し会社別に配分し、数量の割合は大手筋7・中小炭鉱3の割合となっている。石炭の種類は原料炭・発生炉用炭・微粉炭・無煙炭等に分類されるが、国鉄で使用しているものはほとんど一般炭である。国鉄用炭は戦前は6,400カロリー、塊粉割合6:4が基準とされてきたが、現在はこれを上回るほどになっている。石炭の価格は需給関係で決まるが、国鉄の購入単価は市価の変動にもかかわらず値幅も比較的小さく、市価にいちじるしく安価なものが現われる場合があっても、これらに追従せず、また市価が急騰してもただちに反映するということなく、もっぱら国鉄経営費の極端な変動を避けている。ただ国鉄の購入価格は市場単価の標準となること、および市価より1割安いということは常識となっている。これは国鉄が大量購入をやっていることのほかに、国鉄に納入すれば坑所まで貨車を入れて受けとりによくから輸送の心配がないこと、代金の支払いが早いこと、したがって引渡し・販売に手数がかからないこと、他の需要家ならびに金融筋に対して信用となることなどが、そのおもな理由として挙げられる。国鉄契約単価が標準になることは、大手筋のように国鉄納入のほかに9割を販売している会社では、国鉄の契約価格にきわめて慎重となり、他の需要家にはまず数量のみを契約し、価格契約は引きのばすことになる。これが国鉄の炭価折衝の長びく原因となっている。大手筋と中小炭鉱では市場価格に若干の値差はあるようではあるが、原則として国鉄では同一品位、同価格である。しかしながら炭価折衝の過程において取引上値差を設けたことがある。また品質的に沿線火災のおそれあるもの、粘結性の強度のもの、炭質の変動が多いものについては、大手・中小にかかわらず若干の値差をつけている。九州炭・北海道炭については同一品位・同価格であるが、常磐・山口・東部本土炭については輸送費を考慮している。国鉄の基準価格は公団廃止時(昭和24年)の統制価格を基礎とし、運転用炭のメリットをカロリーごとにみたものである。なお新聞などに報ぜられるいわゆる市価は、必ずしも坑所の価格のみでなく、また現実の市場価格でもないもので、一がい国鉄との価格の比較は困難である。石炭の契約内容はその性質上ほかの物品と異なるので、石炭類売買契約書を作っている。さらにこの契約書でも盛りつけないものは、そのときどきにかわる条件をつけ加えるために、契約書の内容と同一の効力をもつ特約をつけるようにしている。

3 検 査

石炭の年間購入量は約400万tで国鉄購入炭種表のとおり契約炭種が多く、納入量全部の検査は到底不可能なので抜取検査を行っている。抜取検査の欠陥を補うため、持込時の認定検査があり、また貨車到着地での検査あるいは受渡後3箇月以内における引換または弁償の規定を設け品位の万全を期している。石炭の購入は原則として坑所渡(国鉄・社線最寄駅貨車乗渡)で納入量の約90%をしめるが、特殊事情によるものは場所納(揚地貯炭場渡)・FOB渡で契約しているものがある。九州・北海道・国鉄購入炭種表

炭 田 別	塊 炭	粉 炭	切 込 炭	計
九 州 炭	33	28	12	73 種類
北 海 道 炭	46	23	1	70
常 磐 炭	15		2	17
山 口 炭	14			14
東 部 本 土 炭	2	2		4
場所納炭(九州)	3		4	7
FOB炭(北海道)			1	1
計	113	53	20	186

値 引 条 件

- 1 カロリー引(低下100カロリーまでのもの、および保証5,500カロリー以下の九州・北海道炭で低下200カロリーまでのものは許容)
 - (1) 保証カロリー6,200未満のもの
 - ア 実測カロリーの不足が1~300までのもの 1カロリーにつき1円90銭
 - イ 同上 301~500までのもの 1カロリーにつき2円30銭
 - ウ 同上 501~700までのもの 1カロリーにつき2円70銭
 - エ 同上 701以上のもの 1カロリーにつき3円20銭
 - (2) 保証カロリー6,200以上のもの
 - ア 実測カロリーの不足が1~300までのもの 1カロリーにつき1円30銭
 - イ 同上 301~500までのもの 1カロリーにつき1円70銭
 - ウ 同上 501~700までのもの 1カロリーにつき2円10銭
 - エ 同上 701以上のもの 1カロリーにつき3円10銭
 - (3) 保証カロリー5,500以下の九州・北海道炭
 - ア 実測カロリーの不足が1~300までのもの 1カロリーにつき1円20銭
 - イ 同上 301~500までのもの 1カロリーにつき1円60銭
 - ウ 同上 501~700までのもの 1カロリーにつき2円
 - エ 同上 701以上のもの 1カロリーにつき2円50銭
- 2 粉 炭 引

塊炭中の粉炭の混入割合を12%(場所納は20%)まで許容し、これを超過したものは超過割合1%につき10円を値引する。(切込炭も同じ)
- 3 微 粉 引

粉炭中の微粉の混入割合を35%まで許容し、これを超過するものは下記の各号による。1%ごとの単価に混入率を乗じた額またはその合算額を値引する。ただし微粉炭の混入割合50%を超過するものは排却するが、検収の都合によって排却できないものは値引を適用する。(切込炭についても同じ)

 - (1) 微粉炭の混入率35%超過~40%までのもの 1カロリーにつき15円
 - (2) 微粉炭の混入率40~45%までのもの 25円
 - (3) 微粉炭の混入率45%超過のもの 40円
- 4 検量引(あるいはぬれ引)

検量の結果不足するときは不足率を所定の単価に乘じたものを値引する。ぬれ分の許容率は中小塊炭3%,粉炭5%,切込炭は塊中小塊炭および粉炭の混合割合より算出した%とする。